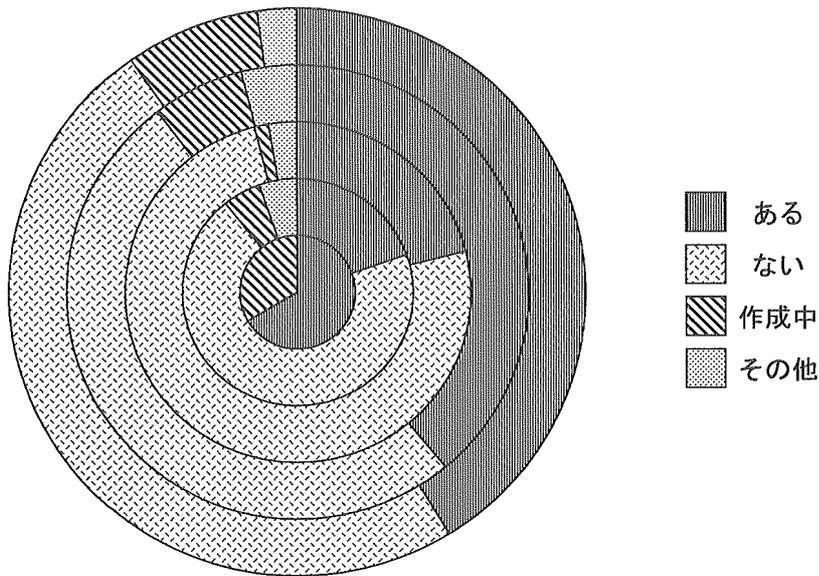


図 7.2.2 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書(保険者の種類別)



外周より、単一健保、総合健保、市町村、国民健保、その他の順序

(その他に記入された内容)

それ以外に使用しない

開示に係る取扱い要領を制定

健康保険法、療養担当規則、通知等により運用

自治体の情報公開条例、自治体の個人情報保護条例を準用

市町村合併が間近なので新市の規則に従う予定

守秘義務を職員サービス規定に明記

診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領 (県作成)

診療報酬明細書等の取扱い規則はないが、個人情報保護条例に基づいて個人情報を取扱う

電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例

文書取扱規程で保存期間を規定している

文書保存・取扱規程に準ずる

保険給付費、付加給付費、医療費通知策定などの外部委託

保存期限等の規則はあるが詳細なし

利用目的についてはないが、保管、廃棄についてはある

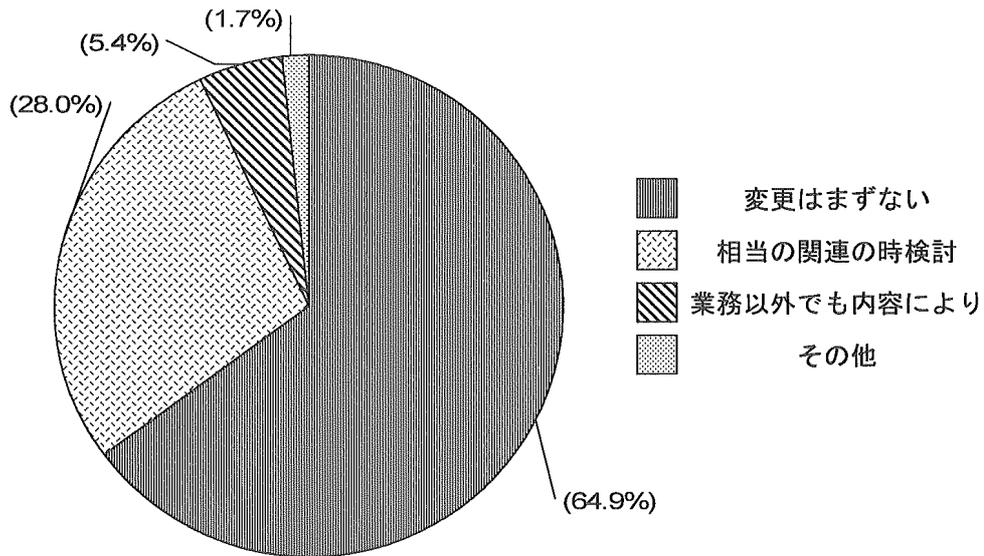
(2)「利用目的」を変更する場合(問い 2-2)

診療報酬明細書等の利用目的を変更することがあるかどうかについては、65%が変更することはないと回答し、28%が当初定めた利用目的と相当の関連がある場合のみ変更すると回答し、5%が臨床研究のためなど、第三者への情報提供なども含め、変更することがあると回答した。

表 7.2.3 利用目的の変更

有効回答	変更はまずない	目的と相当の関連 がある場合検討	業務以外でも内容 により変更あり	その他
410	266	115	22	7
	(64.9%)	(28.0%)	(5.4%)	(1.7%)

図 7.2.3 利用目的の変更



(3) 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書がない場合、特に困ること

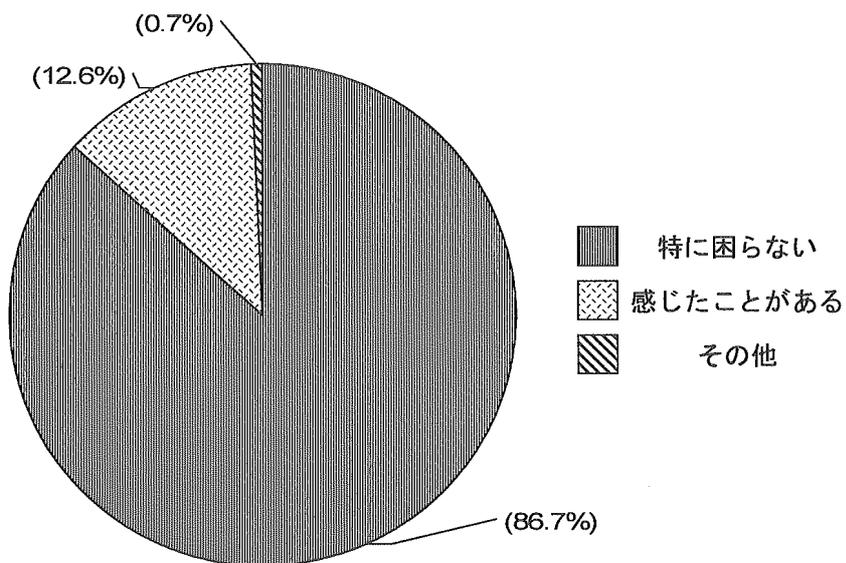
(問い 2-3)

診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書がなくても、これまで特に困ったことがないと回答した保険者が全体の 87%、文書等で一定の取決めがあったほうがよいと考えている保険者が全体の 13%であった。この割合は保険者の種別で大きな違いはなかった。

表 7.2.4 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書がない場合、特に困ること

有効回答	特に困らない	感じたことがある	その他
993	861	125	7
	(86.7%)	(12.6%)	(0.7%)

図 7.2.4 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書がない場合、特に困ること



(4) 診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用する場合があることの通知

(問い 2-4)

診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用することがないと回答した保険者は 57%(市町村で多く 61%、総合健保で少なく 43%、単一健保、国保ではいずれも 51-52%)であった。

その残りのうち、利用する場合があることを特に知らせていない保険者が 83%以上(市町村で多く 84%、総合健保で比較的少なく 62%、単一健保、国保ではいずれも 75~76%)であった。知らせている場合の方法については、書面で通知することが最も多く 18%(総合健保で 31%、市町村で 12%)、ついで口頭で通知(5%)、ホームページ等で通知(2%)するという回答であった。

表 7.2.5 診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用する場合

(複数回答)

有効回答	口頭通知	書面通知	HP掲載等の 広報手段	特に知らせない	審査・確認・振 込以外の利用な し
1335	573				762
	(42.9%)				(57.1%)
	29	104	13	477	
	(5.1%)	(18.2%)	(2.3%)	(83.2%)	

表 7.2.6 診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用する場合(保険者の種類別)

(複数回答)

	有効回答	口頭通知	書面通知	HP掲載等の広 報手段	特に知らせない
健康保険組合 (単一健保)	209	11	45	7	156
		(5.3%)	(21.5%)	(3.3%)	(74.6%)
健康保険組合 (総合健保)	42	3	13	2	26
		(7.1%)	(31.0%)	(4.8%)	(61.9%)
市町村	325	15	39	3	275
		(4.6%)	(12.0%)	(0.9%)	(84.6%)
国民健康 保険組合	25	0	7	0	19
		(0.0%)	(28.0%)	(0.0%)	(76.0%)
その他	2	0	0	1	1
		(0.0%)	(0.0%)	(50.0%)	(50.0%)

図 7.2.5 診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用する場合

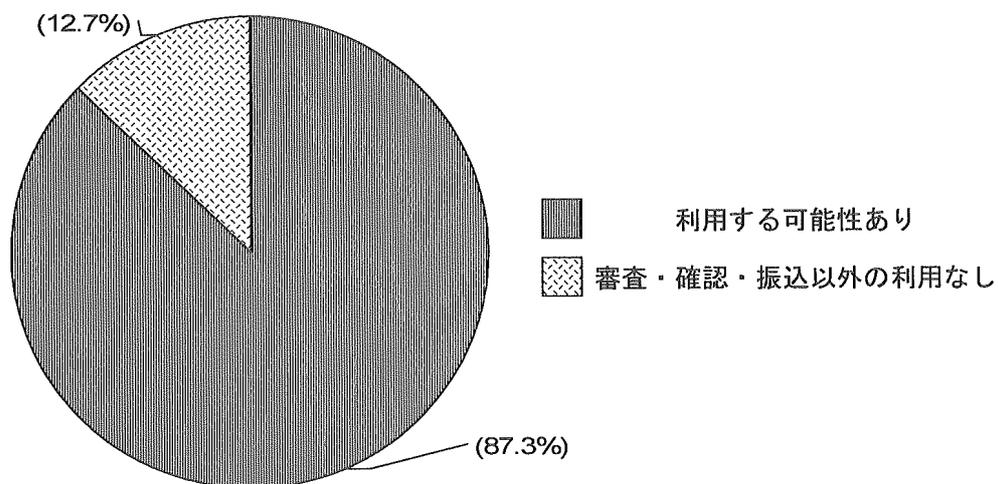
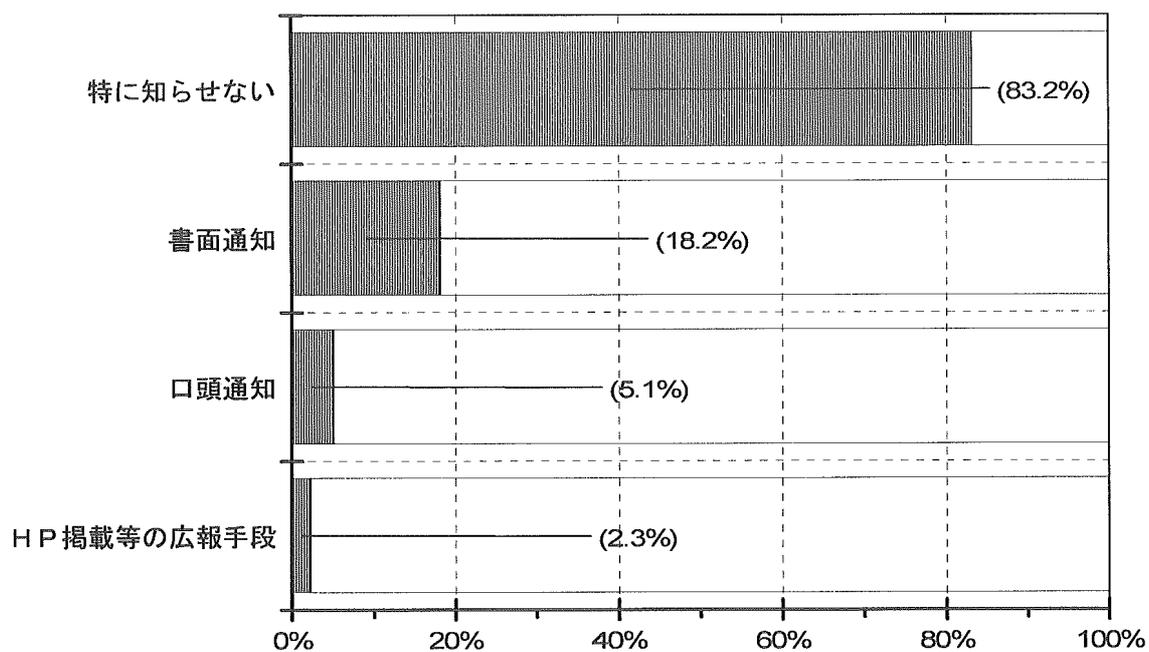


図 7.2.6 診療報酬の審査・確認・払込等以外の目的で診療報酬明細書等を利用する場合



7.3

(1) 診療報酬明細書等の用途及び用途別の患者の同意(問い3-1、3-2)

① 診療報酬明細書等の用途

診療報酬明細書等の用途としては、「診療報酬の審査・確認・払込」をあげる保険者が96%であった。ついで、「患者本人への通知・説明」(34%)、「治療内容等に関する医療機関への照会」(31%)、「保険者の経営、運営管理を目的とした基礎データの収集」(26%)などが多かった。

また、「保険者の実施する健診事業等に際しての情報提供」(19%)、「警察からの問い合わせ」(10%)、「一般の保険会社からの問い合わせ(患者や家族等からの求めによる情報提供を除く)」(4%)に対応している保険者もあった。

「その他」(7%)では、第三者行為による事故等で損保会社への損害賠償請求を行う場合や、労働基準監督署よりの照会をあげた保険者が多かった。

一方、「臨床研究のためのデータ提供」(0.3%)や「患者の職場、学校等に対する情報提供」(0.8%)は比較的少なかった。

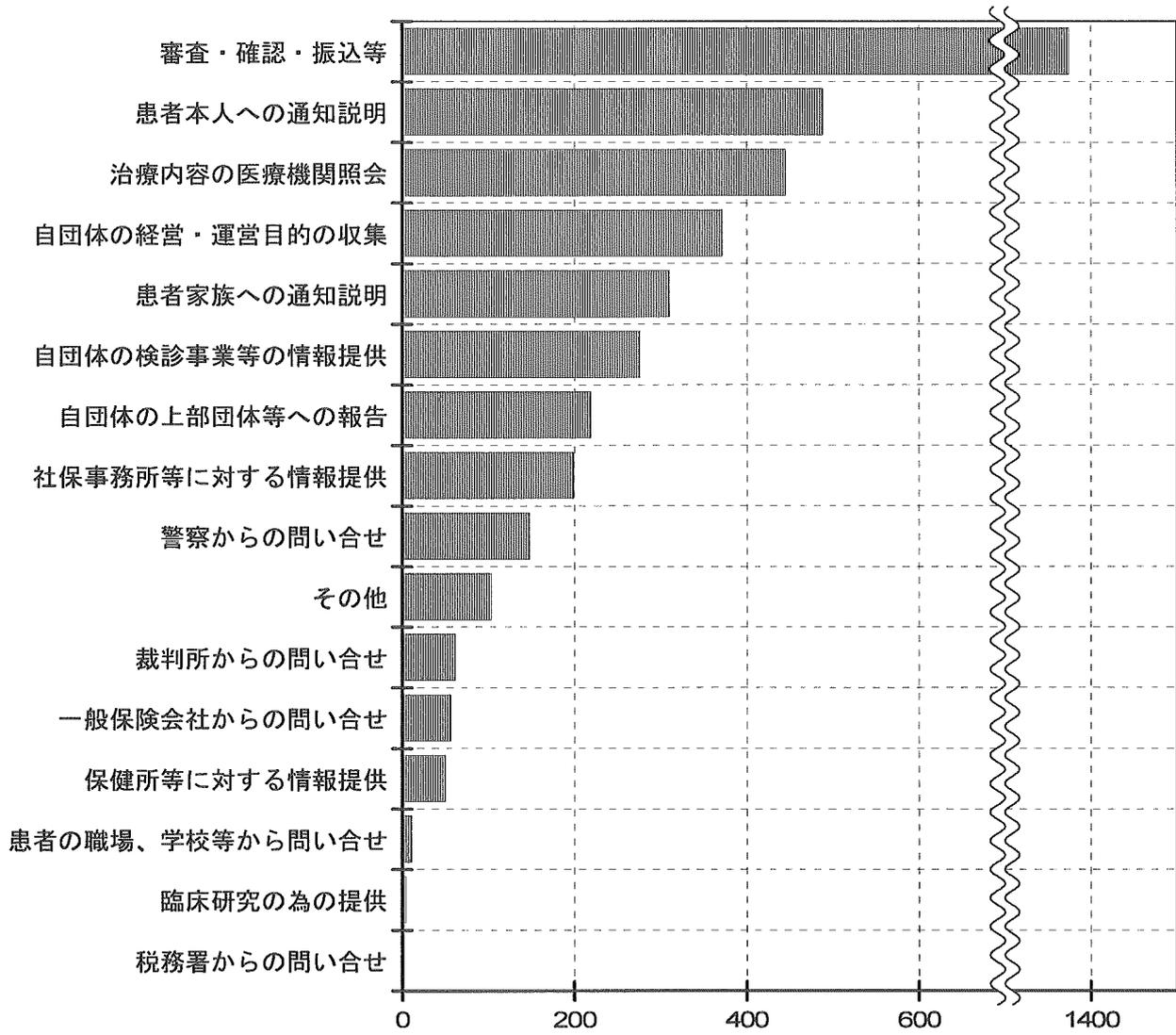
表 7.3.1 過去3年間の診療報酬明細書等の用途

(複数回答)

有効回答	1432	
診療報酬請求の審査・確認・振込等	1375	(96.0%)
患者本人への通知説明	489	(34.1%)
患者家族への通知説明	310	(21.6%)
治療内容の医療機関照会	445	(31.1%)
保険者実施の健診事業等に対する情報提供	276	(19.3%)
保険者の経営・運営管理目的の基礎データ収集	372	(26.0%)
保険者の上部団体等への報告	219	(15.3%)
臨床研究のための提供	4	(0.3%)
患者の職場、学校等から問い合わせ	11	(0.8%)
保健所等に対する情報提供	50	(3.5%)
社会保険事務局等に対する情報提供	199	(13.9%)
警察からの問い合わせ	148	(10.3%)
裁判所からの問い合わせ	62	(4.3%)
税務署からの問い合わせ	2	(0.1%)
一般の保険会社からの問い合わせ	57	(4.0%)
その他	104	(7.3%)

図 7.3.1 過去3年間の診療報酬明細書等の用途

(複数回答)



②診療報酬明細書等の用途別の患者の同意

「一般の保険会社からの問い合わせ」(47%)、「裁判所からの問い合わせ」(21%)、「患者の家族に対する通知・説明」(20%)に患者の同意を取っている保険者が比較的多かった。

一方、患者の同意を取っているのが少なかったのは、「保険者の経営・運営管理を目的とした基礎データの収集」(3%)、「保険者の上部組織等への報告」(3%)、「保険者の実施する健診事業等に際しての情報提供」(7%)「診療報酬の審査・確認・支払い等」(7%)であった。

表 7.3.2 診療報酬明細書等の用途別の患者の同意の取得

	過去3年間の 利用	同意の取得	利用に対する 同意の取得割合
有効回答	1432	263	
診療報酬請求の審査・確認・振込等	1375	92	(6.7%)
患者本人への通知説明	489	81	(16.6%)
患者家族への通知説明	310	61	(19.7%)
治療内容の医療機関照会	445	34	(7.6%)
保険者実施の健診事業等に対する情報提供	276	18	(6.5%)
保険者の経営・運営管理目的の基礎データ収集	372	11	(3.0%)
保険者の上部団体等への報告	219	7	(3.2%)
臨床研究のための提供	4	4	(100.0%)
患者の職場、学校等から問い合わせ	11	11	(100.0%)
保健所等に対する情報提供	50	6	(12.0%)
社会保険事務局等に対する情報提供	199	26	(13.1%)
警察からの問い合わせ	148	17	(11.5%)
裁判所からの問い合わせ	62	13	(21.0%)
税務署からの問い合わせ	2	2	(100.0%)
一般の保険会社からの問い合わせ	57	27	(47.4%)
その他	104	57	(54.8%)

図 7.3.2 診療報酬明細書等の用途別、患者の同意取得の割合

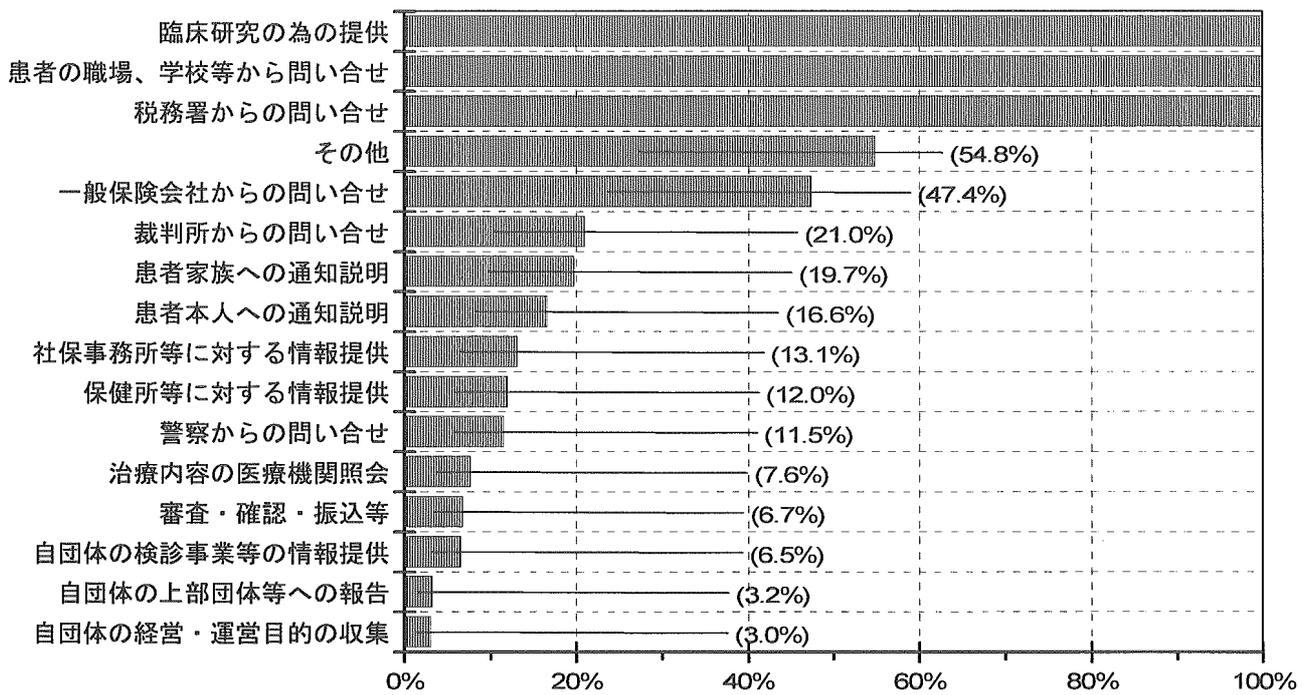
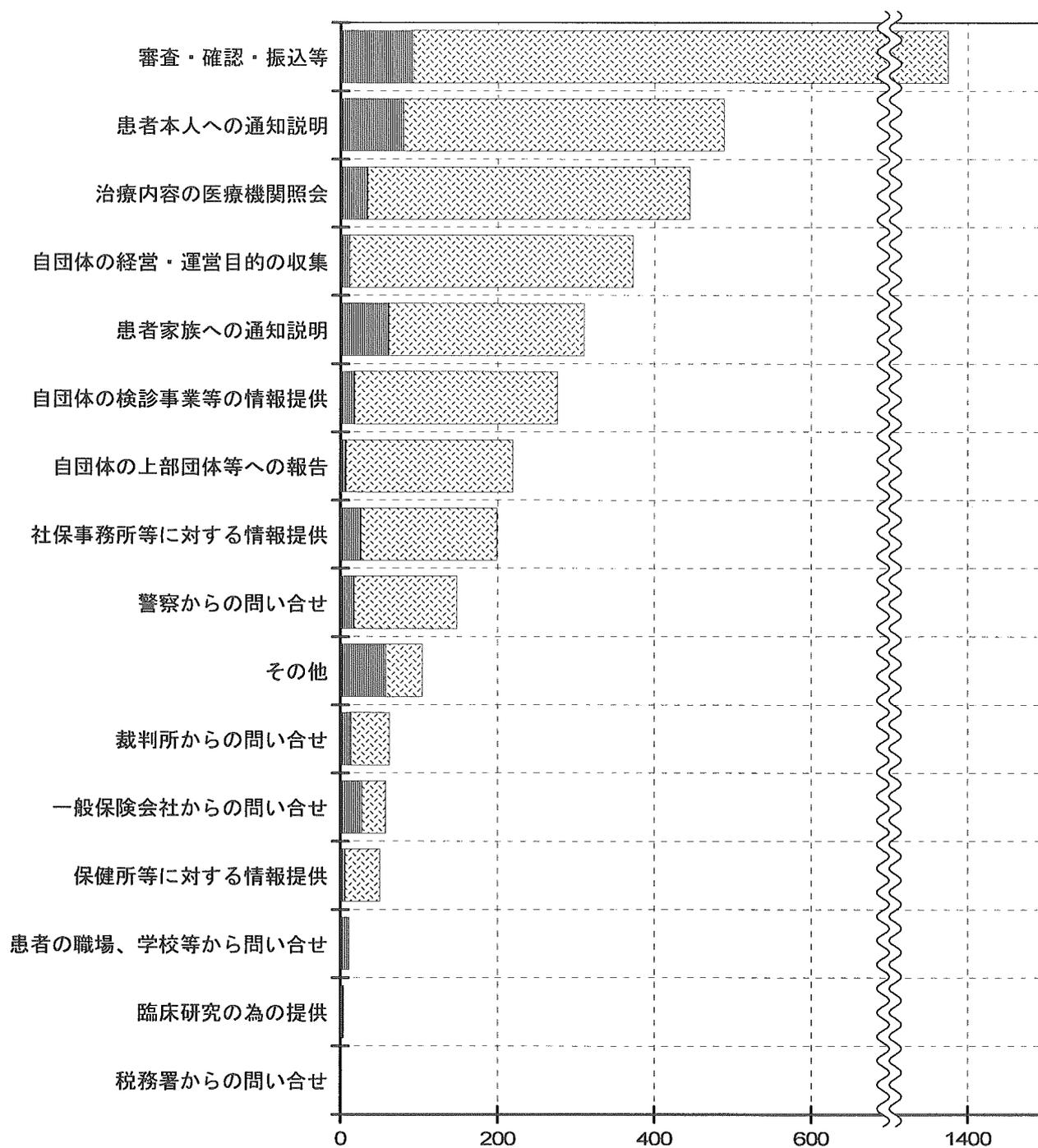


図 7.3.3 診療報酬明細書等の用途別、患者の同意の取得の有無



(その他に記入された内容)

労働基準監督署による提出要請。

遺族からの開示請求

医療機関調査のための上部組織への情報提供

患者本人からのレセプト開示請求

交通事故など第三者行為による医療費請求の為

公文書による労働基準監督署、労災等

高額医療関係

国で実施する病類統計

国民健康保険給付実態調査

市町村福祉医療担当による診療内容の確認

支払基金

重複・頻回受診等に対する訪問指導

地方単独事業(重心医療等)実施に際して、当庁内での情報照会

当市市民課および収納課から給付状況の照会

年齢階層別受診率疾病分類調査を行っている。

被保険者に対する医療費通知

被保険者への医療費通知(外部委託作成)

保健師の訪問活動に際しての情報提供

保健事業に利用

労働基準監督署からの照会

7. 4

(1) 診療報酬明細書等の電子化の状況(問い4)

レセプト電算システムを利用して作成された診療報酬明細書等を電子媒体で受け取り、そのまま電子情報として審査・集計・確認に利用している保険者は 88(全件適用している保険者は 50 で有効回答票のうちの 6.5%)、レセプト電算システムを利用して作成された診療報酬明細書等を電子媒体で受け取っているが、一旦紙に打ち出して、再度パンチ入力等を行って審査・集計・確認に利用している保険者は 23(全件適用している保険者は 8 で有効回答票のうちの 1.7%)、紙媒体で受け取った診療報酬明細書等に記載された情報の一部をパンチ入力等を行って審査・集計・確認に利用している保険者は 446(全件適用している保険者は 384 で有効回答票のうちの 32.8%)、紙媒体で受け取った診療報酬明細書等に記載されたすべての情報をパンチ入力等を行って審査・集計・確認に利用している保険者は 184(全件適用している保険者は 161 で有効回答票のうちの 13.5%)、紙媒体で受け取った診療報酬明細書等に記載された情報をイメージ(画像)として取り込んで審査・集計・確認に利用している保険者は 123(全件適用している保険者は 90 で有効回答票のうちの 9.1%)、診療報酬明細書等の情報を電子化する作業をまったく行っていない保険者は 494(全件適用している保険者は 478 で有効回答票のうちの 36.4%)であった。

表 7.4.1 診療報酬明細書等の電子化の状況

(複数回答)

有効回答	電子媒体で受取そのまま利用	電子媒体で受取、再入力	紙媒体で受取、一部入力	紙媒体で受取すべて入力	紙媒体で受取、画像として取込	電子化せず	その他
1218	88	23	446	184	123	494	20
	(7.2%)	(1.9%)	(36.6%)	(15.1%)	(10.1%)	(40.6%)	(1.6%)

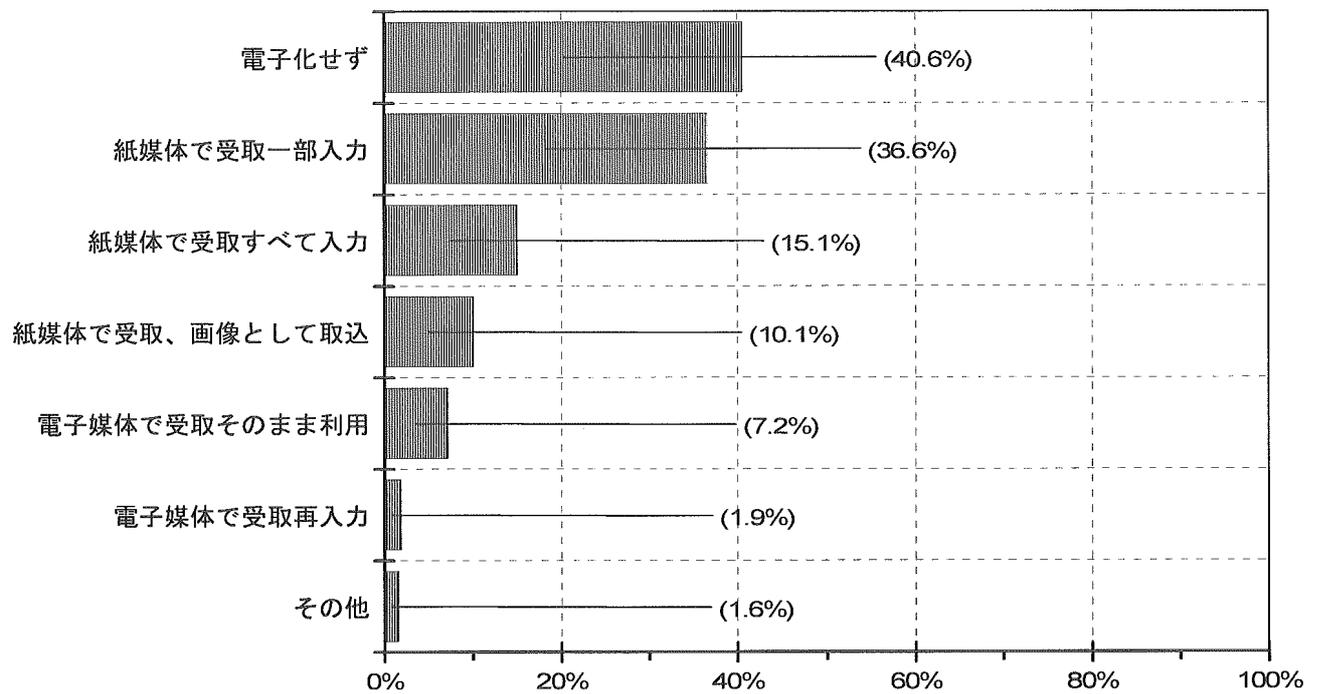
表 7.4.2 診療報酬明細書等の電子化の状況

(複数回答)

	電子媒体で受取そのまま利用	電子媒体で受取再入力	紙媒体で受取一部入力	紙媒体で受取すべて入力	紙媒体で受取、画像として取込	電子化せず	その他
1割未満	10	7	20	5	11	6	1
1割～2割未満	2	3	11	6	2	0	1
2割～4割未満	1	2	7	4	1	2	0
4割～6割未満	1	1	4	2	4	1	0
6割～8割未満	15	2	6	0	5	2	1
8割～10割未満	9	0	14	6	10	5	1
10割	50	8	384	161	90	478	16

図 7.4.1 診療報酬明細書等の電子化の状況

(複数回答)



7.5

(1) 個人情報の安全管理に関する文書の有無(問い5-1)

診療報酬請求書等の個人情報の取扱い(情報の漏洩、滅失、毀損の防止及びデータの安全管理のための方策等)を規定したガイドライン等を設置または作成中である保険者は38%(単一健保・総合健保では61-66%、市町村では22%、国保では22%)、設置していない保険者が60%(単一健保・総合健保では31-34%、市町村・国保では76%)であった。残りの市町村においては、特にガイドライン等を設置せずに、地方公共団体等における個人情報保護条例等に基づいて取り扱っている場合があった。